

富山県社会的養育推進計画

令和2年3月

富山県

目次

1	社会的養育の体制整備の基本的考え方	1
2	当事者である子どもの権利擁護	1
3	市町村の子ども家庭支援体制の構築等	2
①	市町村の相談支援体制の整備	3
②	民間団体等との協力体制の構築	4
4	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	5
5	里親等への委託の推進	6
①	フォスタリング（里親養育支援）業務の包括的な実施体制の構築	7
②	里親やファミリーホームへの委託子ども数等	8
6	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	10
7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	11
①	施設で養育が必要な子ども数	12
②	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	12
8	一時保護改革	14
9	社会的養護自立支援の推進	15
10	児童相談所の強化等	16
①	児童相談所の体制強化	17
②	中核市における児童相談所の設置等の課題	19
資料	当事者である子どもへの調査結果	20
	策定経過	30
	富山県児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会名簿	31
	富山県児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会設置要綱	32

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方

平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。これにより、子どもの最善の利益を優先し、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、特別養子縁組、普通養子縁組、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めること、そして、これらが適当でない場合には「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設（児童養護施設等）で養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。

その後、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、この児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。また、都道府県においては、平成 23 年 7 月に国が示した「社会的養護の課題と将来像」を基に策定した計画を見直し、新たな社会的養育推進計画の策定が求められています。

富山県では、平成 28 年 3 月に富山県家庭的養護推進計画を策定するなど、家庭における養育が困難又は適当でない場合において、里親委託の推進や施設の小規模化に向けて取組みを進めてまいりましたが、改正児童福祉法の理念や新しい社会的養育ビジョンで示された考え方を踏まえ、現行計画を見直し、新たな計画を策定することとしました。この計画を基に、富山県の子どもの最善の利益の実現に向け、社会的養育の充実に計画的に取り組んでまいります。

<計画期間等>

令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とし、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の前期、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の後期とします。進捗状況については毎年度検証を行い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告するとともに、必要な場合は中間年に計画を見直します。

2 当事者である子どもの権利擁護

子どもが権利の主体であるという平成 28 年改正児童福祉法の理念を念頭

に、措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見を酌み取る方策等について、取組みを進める必要があります。

ア 現状

- ・里親等委託、施設入所措置時に権利ノートを配布して、権利擁護について説明するとともに、相談先一覧を記載し、子どもから意見があれば電話や手紙（郵送）で相談できる形となっています。
- ・施設ごとに意見箱を設置し、意見を酌み取っています。
- ・一時保護された子どもに対しては、児童への説明資料を作成し、職員への相談等について説明しています。

イ 課題

- ・子どもから受け付けた意見の処理に関する手続きが明確化されていません。
- ・自ら相談することや意見を述べるできない子どもの権利が保障する仕組みについて検討が必要です。

ウ 今後の取組み

- ・引き続き権利ノートや施設ごとの意見箱を活用し、権利ノートの子どもへの趣旨説明の徹底を図るなど、子どもの意見を酌み取れるよう努めます。また、今後、権利ノートの改定を含む効果的な意見聴取の方法について、他の自治体の状況等も踏まえ、検討します。
- ・子どもの意見を受け付ける体制のあり方や、意見を処理する手続きや仕組みについて、他の自治体の状況等も踏まえ、検討します。
- ・アンケート調査等、当事者である子どもの意見を施策に反映する方策を、他の自治体の状況等を踏まえ、検討します。なお、本計画の策定にあたっては、子どもからの聞き取り及びアンケート調査を行い、内容に反映しました。

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等

児童相談の一義的な窓口は、住民に身近な基礎自治体である市町村が担っており、児童福祉法の理念を実現するためには、市町村の在宅支援の充実強

化が不可欠です。

母子保健施策、子ども・子育て支援施策、子どもの貧困防止施策、障害児支援施策、教育関係施策及び、親への精神保健施策や障害者施策、生活困窮者支援など、子どもに関する様々な施策を網羅しつつ、支援ニーズの段階に合わせ、すべての発達段階の子どもと家庭の支援ニーズが満たされるよう施策の充実が求められます。特に特定妊婦への支援や乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健施策については、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため重要な役割を果たしていることから、適切に実施される必要があります。また、これらの諸施策をコーディネートできる人材の確保・育成や子ども家庭のソーシャルワークの拠点（市町村子ども家庭総合支援拠点等）となる体制の充実・強化が求められます。

児童相談所は、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、主に専門的な知識・技術や市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を担い、市町村との協働や適切な役割分担のもと、市町村と児童相談所を含む県全体としての児童相談体制の充実を図る必要があります。このため、児童相談所の市町村支援機能の充実・強化が求められます。

また、増え続ける児童虐待相談に対応するため、市町村や児童相談所の役割を補う民間団体との協力体制の構築が望ましいことから、児童家庭支援センターなどの機能を担うことができる民間団体等の育成・支援に取り組む必要があります。

① 市町村の相談支援体制の整備

ア 現状

- ・子育て世代包括支援センター（※1）は、12市町で設置されています。
- ・子ども家庭総合支援拠点（※2）は、2市で設置されています。
- ・市町村要保護児童対策地域協議会は、全市町村で設置されています。

イ 課題

- ・子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する必要があります。
- ・市町村の人材確保・育成による専門性の向上を図る必要があります。
- ・市町村要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図る必要があります。
- ・児童相談所の市町村支援機能の強化を図る必要があります。

※1 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、市町村に保健師等を配

置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるようきめ細やかな相談支援等を行う。

※2 子ども家庭総合支援拠点

市町村がソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、①子ども家庭支援全般に係る業務、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務、③関係機関との連絡調整、④その他必要な支援を行う。

ウ 今後の取組み

- ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。
- ・市町村の人材育成を支援するため、職員向けの研修等の充実を図ります。
- ・児童相談所における市町村業務の援助・助言のあり方や、児童相談所と市町村の情報共有のあり方、児童相談所と市町村の協働・役割分担の在り方について検討するとともに、市町村支援担当児童福祉司を配置します。(令和4年度までに)
- ・母子生活支援施設やショートステイ、トワイライトステイ事業等の支援メニューへの必要な支援を行います。
- ・特定妊婦への支援、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等、母子保健関係施策の適切な実施を支援します。

エ 目標指標

表1 子ども家庭総合支援拠点設置市町村数

	現状	目標値	
	R元年度	R6(2024)	R11(2029)
子ども家庭総合支援拠点	2	15(全市町村)	—

② 民間団体等との協力体制の構築

ア 現状

- ・児童家庭支援センター(※3)は設置されていません。
- ・高岡児童相談所において、家族再統合支援にかかる保護者に対する支援の一部業務を民間団体に委託しています。

イ 課題

- ・民間団体の取組みへの支援、担い手の育成に課題があります。

ウ 今後の取組み

- ・児童養護施設等の多機能化・機能転換を含め、民間団体の取組みを支援し、育成に努めます。
- ・児童相談所の業務等の民間委託のあり方を整理し、可能な業務について積極的に委託を検討してまいります。

※3 児童家庭支援センター

子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う。児童相談所、児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行う。児童相談所を補完するものとして、児童福祉施設等に設置。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

人口減少及び少子化などの影響により、代替養育を必要とする子ども数は減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。

表2 19歳以下人口推計及び社会的養護必要子ども数の試算

年 度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R6(2024)	R11(2029)
19歳以下人口 A	183,570	186,380	176,235	174,328	171,230	149,839	136,631
代替養育必要子ども数 B	162	155	149	140	130	123	112

A: R6、R11年度の19歳以下人口は国立社会保障・人口問題研究所H30推計を元に独自推計

B: R6、R11年度は、 $A \times 0.082\%$ ($0.082\% = \text{代替養育子ども数の19歳以下人口に占める割合の過去5年平均}$)

しかし、以下の点を考慮すると、代替養育を必要とする子ども数を減少すると見込むことは、代替養育の必要量を見誤る恐れがあるため、適当ではなく、次の点を考慮する必要があります。

- ・新規里親委託・入所措置等子ども数は、近年40人前後で推移しており、横ばいの状態

表3 新規里親等委託・入所措置等子ども数

年 度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
新規入所措置等子ども数	43	37	44	35	40
対前年度伸び率	53.6%	-14.0%	18.9%	-20.5%	14.3%

福祉行政報告例より

- ・児童相談所における養護相談対応件数、及び児童虐待相談対応件数は、増加傾向

表4 児童相談所における養護相談対応件数

年 度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
養護相談対応件数	606	635	981	1,074	1,235
対前年度伸び率	6.5%	4.8%	54.5%	9.5%	15.0%

福祉行政報告例より

表5 児童相談所における児童虐待相談対応件数

	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
児童虐待相談対応件数	309	358	629	794	848
対前年度伸び率	10.0%	15.9%	75.7%	26.2%	6.8%

福祉行政報告例より

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会における支援が必要となる児童の登録ケース数は、増加傾向

表6 要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数(要保護児童)※要支援除く

時 点	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
要対協管理ケース数	371	399	499
対前年度伸び率	17.4%	7.5%	25.1%

市町村状況調査(厚生労働省調査)より

- ・子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用人数や養育支援訪問事業の訪問回数は、増加傾向

表7 子育て短期支援事業及び養育支援訪問事業の利用実績(市町村事業)

年 度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	延人数13人 延日数46日	延人数6人 延日数29日	延人数31人 延日数107日
養育支援訪問事業(訪問回数)	821	1,255	1,762

県子ども支援課調査

こうした傾向をふまえ、この計画においては、代替養育が必要な子ども数は平成30年度末の130人で今後推移すると考えることとします。

5 里親等への委託の推進

平成28年改正法において、里親のリクルート・研修支援を含めた一貫した過程が都道府県の責任として規定されました。

県では、平成28年3月に策定した富山県家庭的養護推進計画で、平成41年度末(令和11年度末)で里親等委託率を33.3%とする目標値を掲げ、里親等委託を推進してきた結果、平成30年度末の里親等委託率は18.5%と10

年前の平成 20 年度末の 7.8%から伸びてきているものの、全国平均を下回っている状況です。

表 8 里親等登録数、里親等委託児童数、里親等委託率の推移

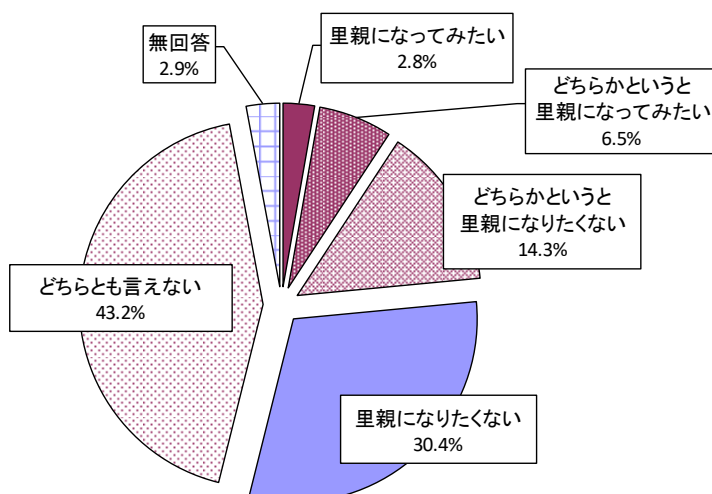
年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
里親等登録数(世帯)	A	58	56	63	73	79	76	81	81	83	73	77
里親等委託児童数	B	16	16	19	22	27	27	35	31	34	26	24
代替養育子ども数	C	205	198	208	188	187	170	162	155	149	140	130
里親等委託率	B/C	7.8%	8.1%	9.1%	11.7%	14.4%	15.9%	21.6%	20.0%	22.8%	18.6%	18.5%
里親等委託率(全国)		10.4%	10.8%	12.0%	13.5%	14.8%	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	19.7%	—

福祉行政報告例より

今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、専門的な里親養育を提供するため、包括的な里親養育支援体制を実現することが求められます。

しかしながら、平成 30 年度の県政世論調査では、里親になってみたいと答えた県民の割合は 2.8%と、里親への関心はまだまだ低い状況です。また、養子縁組を目的とした里親登録者が多く、養育里親のなり手が少ないことや、里親委託するにあたっては丁寧なマッチングが必要であること、里親委託についての実親の同意が得られにくいこと、里親養育への支援体制の更なる充実が必要であるなど、里親等への委託を推進するためには様々な課題があり、国レベルでの里親等委託推進施策の充実・強化が不可欠です。

平成 30 年度県政世論調査より（県内在住 18 歳以上男女 2,000 人対象）



- ① フォスターリング（里親養育支援）業務の包括的な実施体制の構築
ア 現状

- ・乳児院（日赤富山県支部）へ里親支援機関業務（里親への相談支援、研修、里親制度の普及啓発等）を委託し、児童相談所と連携した里親支援体制をとっています。

イ 課題

- ・今後里親委託を推進するため、里親登録者を増やし、里親の専門性の向上を図る必要があります。
- ・里親養育を支援するための体制構築が求められます。
- ・普及啓発の充実、人材育成のための財源措置等、国の施策の充実・強化が必要です。

ウ 今後の取組み

- ・各児童相談所に里親養育支援担当児童福祉司を配置し、里親養育支援機能の強化を図ります。（令和4年度まで）
- ・今後、将来的なフォスタリング（里親養育支援）業務の包括的委託を視野に、里親支援機関の支援機能の充実を図る（里親リクルートの強化や未委託里親への研修等による里親の専門性の向上など）とともに、児童相談所や里親会との連携を推進します。
- ・児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置の促進など、民間団体等における里親養育支援機能の充実を図り、関係機関が連携し里親養育支援を推進します。
- ・上記の取組みと合わせ、里親制度の普及啓発に積極的に取組み、里親登録者の新規開拓や専門性の向上を図ります。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数等

ア 現状

- ・里親等委託率は、平成30年度末で18.5%であり、里親委託児童数は24人です。

3歳未満	30.8%
3歳～就学前	4.3%
学童期以後	20.2%
- ・里親登録者数は、平成30年度末で77世帯であり、ファミリーホームは1カ所で設置されています。

イ 里親等委託が必要な子ども数の見込み

現に里親等委託されている子ども数とあわせ、乳児院や児童養護施設

に入所中の子どものうち、里親等委託が適当な子ども数（医療的ケアの必要性や行動上の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもを除いた子ども数）について、里親等委託が適当な子ども数と見込んだ場合、里親等委託率は、3歳未満 66.7%、3歳以上就学前 36.4%、学童期以降 39.4%となります（表9）。

表9 代替養育子ども数のうち、里親等委託が適当な子ども数の見込み
 (H30.11.1時点で乳児院・児童養護施設入所中の子どものうち、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から里親等での養育が困難な子どもを除く：H30.11施設及び児童相談所へ調査)

	里親等委託が 適当な子ども	代替養育が 必要な子ども	目標値
3歳未満	6	9	66.7%
3歳以上就学前	8	22	36.4%
学童期以降	41	104	39.4%
全体	55	135	40.7%

この結果と、平成27年に策定した「富山県家庭的養護推進計画」の里親等委託率の目標値（全体で33.3%）をふまえ、令和11年度末の里親等委託率の目標値は、3歳未満66.7%、学童期以降33.3%とします。また、3歳以上就学前の子どもについては、国の目標値が3歳未満と3歳以上就学前とが同じであることや愛着形成等子どもの発達ニーズから乳幼児期を最優先として里親委託を推進すべきであることを勘案し、66.7%とします。

以上から、本県では、令和11年度末の里親等委託率の目標値を、3歳未満66.7%、3歳以上就学前66.7%、学童期以降33.3%とし、里親等委託を必要とする子ども数を全体で55人と見込むこととします。

また、中間年である令和6年度末の里親等委託率の目標値については、現状と令和11年度末の里親等委託率の中間値とします（表10）。

この目標値を達成したと仮定すると、全体の里親等委託率は、令和6年度末30.0%、令和11年度末42.3%と試算されることから、全体の里親等委託率の目標値は、令和6年度末は30.0%、令和11年度末は40.0%とします。（表11）

表10 里親等委託率の目標値及び里親等委託等子ども数の見込み

		現状	目標値		(参考)H30.11施設調査により、里親等委託が適切と判断された子ども数及び割合(表9)	(参考)「新しい社会的養育ビジョン」目標値
		H30(2018)	R6(2024)	R11(2029)		
里親等委託率	3歳未満	30.8%	46.0%	66.7%	66.7%	75.0%
	3歳以上就学前	4.3%	35.0%	66.7%	36.4%	75.0%
	学童期以降	20.2%	27.0%	33.3%	39.4%	50.0%
	全体	18.5%	30.0%	42.3%	40.7%	
(参考)富山県家庭的養護推進計画目標値		—	27.0%	33.0%		
里親等委託子ども数	3歳未満	4	6	9		
	3歳以上就学前	1	8	15		
	学童期以降	19	25	31		
	計	24	39	55		
代替養育子ども数	3歳未満	13	13	13		
	3歳以上就学前	23	23	23		
	学童期以降	94	94	94		
	計	130	130	130		

ウ 今後の取組み

- ・里親の新規開拓や専門性の向上に取組み、里親委託を推進します。
- ・ファミリーホームの設置を促進します。

エ 目標指標

表11 里親等委託率及び受託里親等世帯数

		現状	目標値	
		H30(2018)	R6(2024)	R11(2029)
里親等委託率	3歳未満	30.8%	46.0%	66.7%
	3歳以上就学前	4.3%	35.0%	66.7%
	学童期以降	20.2%	27.0%	33.3%
	全体	18.5%	30.0%	40.0%
受託里親等世帯数		20	30	40

6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

代替養育を行う際は、家庭復帰に最大限努力する必要がありますが、それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合は、特別養子縁組や普通養子縁組を活用し、永続的解決を目指したソーシャルワークが行われる必要があります。

また、児童相談所には、養子縁組となった子どもや養親等からの相談に応

じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことも求められます。

ア 現状

- ・児童相談所及び里親支援機関で相談支援を実施しています。
- ・児童相談所が関与した特別養子縁組成立は平成 30 年度で 1 件でした。
- ・県内に民間あっせん機関はありません。

イ 課題

- ・里親等委託と同様、実親の同意を得にくいなどの課題があります。

ウ 今後の取組み

- ・引き続き、特別養子縁組を希望する里親への相談、情報提供等、支援を行います。
- ・子どもの最善の利益の実現に向けて、必要な場合は養子縁組を念頭に置いたソーシャルワークを行います。
- ・民間あっせん機関としての活動を希望する民間団体等があれば、必要な相談や情報提供等を行います。
- ・民法等の一部を改正する法律（令和元年 6 月 14 日公布）による、養子となる者の年齢の上限の引き上げ、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の手続きへの参加等について適切に対応します。
- ・弁護士との連携により、法的対応の支援を行います。

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

これまで、子どもを保護し養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、里親等への委託を推進していく中においても、ケアニーズが高い子どもへの専門的なケア等、施設での養育を必要とする子どものための質の高い養育を提供することが求められます。また、こうした施設での養育については、小規模かつ地域分散化された施設での養育が必要とされています。

さらに、家庭養育優先原則の理念を実現するために、高機能化及び多機能化・機能転換により、施設が持つ専門性を里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等において発揮することが求められています。

各施設において、こうした小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図るためには、里親等委託の推進と歩調を合わせつつ、必要な施設整備や人材育成に計画的に取り組む必要があり、施設の取組みを国及び県がしっかりと支援していくことが求められています。

なお、ケアニーズの非常に高い子どもへの専門的ケアに関する支援の仕組み（措置費の加算制度等）が示されていないなど、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換にかかる国の支援策や財源などが不明確であり、施設がこうした取組みを計画的に実施するためには、支援策等について明確に示される必要があります。

① 施設で養育が必要な子ども数

ア 現状

- ・県内には、乳児院が 1 か所（富山県立乳児院）、児童養護施設が 3 か所（富山市立愛育園、ルンビニ園、高岡愛育園）あります。
 - ・施設入所児童数は、平成 30 年度末で 106 人です。
- | | |
|--------|------|
| 乳児院 | 8 人 |
| 児童養護施設 | 98 人 |

イ 今後の見込み

- ・人口減少・少子化の進展や里親委託の推進により、減少することが見込まれます。

表12 乳児院、児童養護施設において養育される子ども数の見込み

		現状H30(2018)	R6(2024)	R11(2029)
乳児院、児童養護施設で養育される子ども数	3歳未満	9	7	4
	3歳以上就学前	22	15	8
	学童期以降	75	69	63
	計	106	91	75
代替養育子ども数	3歳未満	13	13	13
	3歳以上就学前	23	23	23
	学童期以降	94	94	94
	計	130	130	130

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

ア 現状

（小規模かつ地域分散化）

- ・高岡愛育園では、施設敷地内での小規模グループケア（2棟3ユニット、定員各8名）が設置されています。
 - ・ルンビニ園は、近年施設改修を行ったばかりです。
 - ・乳児院では、平成24年に小規模グループケア棟を設置しています。（一定時間家庭的養育を体験するものであり、常時入所施設ではありません）
- （高機能化及び多機能化・機能転換）
- ・一時保護委託の受け入れなどを行っていますが、今後さらに取組みが必

要です。

イ 課題

- ・施設の小規模化等を推進し、できる限り良好な家庭的環境を整備する必要があります。
- ・一方で、施設で養育が必要な子ども数の減少が見込まれることや、施設改修をしたばかりの施設があることなどから、更なる施設整備については、こうした点に配慮が必要です。今後の施設経営の弱体化が懸念されます。
- ・また、施設が小規模化等に計画的に取り組むためには、国の支援策の内容が明らかにされる必要があります。
- ・児童虐待の影響等により、心理的な課題を抱える子ども等に対しては、児童精神科医等による心理治療等の専門的なケアが必要ですが、児童心理治療施設の設置については、国の社会的養育推進計画策定要領において、今後、施設の運営や新たな設置についての方向性を示すとされているため、その動向を注視する必要があります。

ウ 今後の取組み

- ・施設の小規模かつ地域分散化の取組みを支援します。なお、小規模グループケアに対する職員配置に関する更なる支援の充実について、国に働きかけます。
- ・児童家庭支援センターの設置や、里親支援専門相談員の配置など、施設の多機能化・機能転換の取組を支援します。
- ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるため、施設との協議の場を設け、検討を進めます。
- ・心理的問題を抱える子どもへの支援については、現状において精神科医の確保が全国的な課題となっていることなどをふまえ、当面は既存の児童養護施設における心理療法担当職員の配置等によるケアの充実や、児童精神科等の医師との連携、児童自立支援施設である富山学園の活用を検討します。
- ・施設の多機能化・機能転換については、施設職員の更なる専門性の向上が前提となることから、研修の充実等により人材育成を支援します。
- ・児童自立支援施設である富山学園の寮舎の改修を進めます。

エ 目標指標

表13-1 乳児院、児童養護施設における小規模化・高機能化された生活単位数

	現状	目標値	
	R元年度	R6(2024)	R11(2029)
乳児院、児童養護施設における小規模化・高機能化された生活単位数	3	増加	—

表13-2 里親支援専門相談員設置数

	現状	目標値	
	R元年度	R6(2024)	R11(2029)
里親支援専門相談員設置数	0	設置を目指す	—

表13-3 児童家庭支援センター設置数

	現状	目標値	
	R元年度	R6(2024)	R11(2029)
児童家庭支援センター設置数	0	設置を目指す	—

8 一時保護改革

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、また、代替養育の場という性格も持つことから、子どもの権利擁護が図られ、一人一人の状態に合わせた個別的な対応ができるよう、できる限り良好な家庭的環境の実現が求められます。このため、平成30年7月に国が示した「一時保護ガイドライン」を踏まえ、県の一時保護環境についても見直す必要があります。

一時保護の緊急保護とアセスメントの機能をしっかりと果すことができる体制の確保が重要であるほか、子ども自身が「ここでは守られていて安心できる」と感じられるようなケアが必要であり、一時保護が解除された後でも、家庭生活上で虐待などの問題が再発した場合には助けを求める対象となるなど、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供してまいります。

ア 現状

- ・児童相談所の一時保護所における定員は、富山12人、高岡8人です。
- ・一時保護件数は、平成30年度で111件、一時保護延べ日数は、同2,982日です。一時保護延べ日数が長期にわたるケースが増えています。
- ・乳児は乳児院に一時保護を委託し、低年齢児については、児童養護施設

等に一時保護委託を行う場合もあります。委託による一時保護件数及び延べ日数は、平成 30 年度で 27 件、658 日（上記の内数）です。

イ 課題

- ・短期であっても生活の場としての、児童相談所一時保護所の生活・学習環境等の質の向上を図る必要があります。
- ・権利ノートの配布や意見箱の設置による子どもからの意見の酌み取りや、特別な環境下である一時保護所において過ごすために必要な説明（性に関するルール説明等）を行う必要があります。
- ・子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するとともに子どもの権利擁護を図り、一人一人に応じた個別的対応ができるよう、一時保護所職員の専門性の向上を図る必要があります。

ウ 今後の取組み

- ・一時保護所が短期であっても生活の場であることを考慮し、入所児童の個別性に配慮できるよう、居室の個室化や男女別の処遇、病児への対応、学習・生活環境（食事、入浴、運動、余暇活動）の向上等を図ります。
- ・子どもの権利擁護を図るために必要な対応を検討するとともに、子どもの心身の状況、おかれている環境などの状況を的確に把握し、子どもに必要な説明を行います。
- ・一時保護所の入所状況から、全体の定員を増やす状況ではないものの、乳児の一時保護や様々な背景を持つ子どもに対応するため、里親、乳児院、児童養護施設等への一時保護も活用し、十分な体制を確保します。
- ・一時保護所の専門性の向上を図るため、福祉指導員への研修を充実します。
- ・一時保護の質の確保のため、国の検討状況を注視し、第三者評価の導入を検討します。

9 社会的養護自立支援の推進

代替養育を経験した子どもの自立支援について、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）に達し措置が解除された後も支援が必要な場合があることから、社会的養護自立支援事業等に取り組む、代替養育を離れた後も個々のニーズに応じた支援を提供することが求められています。

ア 現状

- ・措置解除後も支援が必要な場合には、社会的養護自立支援事業や児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業、就学者自立生活援助事業により、措置解除による施設退所者等へ、22歳までの間の必要な経済的支援等を行っています。
- ・身元保証人確保対策事業により、措置解除後の就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際の身元保証人を確保し、自立を促進します。
- ・自立援助ホームが県内に1箇所あります。
- ・児童養護施設では、就業支援や退所後のアフターケアに取り組んでいます。

イ 課題

- ・個々のニーズに応じて各支援事業が適切に利用され、措置解除後の自立につなげるよう、制度の周知が必要です。
- ・社会的養護自立支援事業については、支援をコーディネートする体制について検討が必要です。

ウ 今後の取組み

- ・引き続き、措置解除後の支援事業に取り組む、制度の充実を検討するとともに、制度を周知し、利用を促進します。
- ・引き続き自立援助ホームを支援します。

10 児童相談所の強化等

平成30年12月に国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）や、令和元年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正児童福祉法等に基づき、児童相談所の人員体制や職員の専門性を計画的に強化することが求められています。

児童相談所の業務については、①児童虐待相談対応件数が増加していること、②平成28年改正児童福祉法により里親支援や養子縁組支援が児童相談所の業務と位置付けられたこと、③他の自治体で起きた痛ましい児童虐待事件の反省を踏まえ、緊急性の高い事案にかかる転居の際の児童相談所間の対面引継ぎの徹底や要保護児童が7日間学校等を欠席した場合における情報共有ルールの設定など、業務運営の見直しが図られたこと、④令和元年改正児童福祉法により保護者への医学的又は心理学的知見に基づく指導実施の努力

義務や DV 対応との連携強化等が掲げられたこと等、対応すべき業務が増加しており、これらにしっかりと対応するため、人員、組織、施設等を含めた体制整備が喫緊の課題と言えます。

富山県では、平成 28 年の改正児童福祉法等を踏まえ、児童相談所の児童福祉司や児童心理司を増員し児童相談所の相談体制を強化してきました。しかしながら、経験の浅い職員が増加しているため、人材育成・専門性の向上を図る必要があるほか、施設は築後 40 年近く経過していることや、令和元年改正児童福祉法等による更なる体制強化の検討が必要であることなど、現状での対応が困難となっており、施設のあり方の見直しが喫緊の課題となっています。

また、令和元年改正児童福祉法では、政府は改正法の施行後 5 年間を目途として、中核市が児童相談所を設置することができるよう、施設整備や人材確保・育成支援等の必要な措置を講ずるとされています。

① 児童相談所の体制強化

ア 現状

《人員体制・人材育成》

- ・平成 31 年 4 月 1 日現在で、児童福祉司 28 名、児童心理司 14 名を配置しています。(児童福祉司は人口 4 万人に一人、児童心理司は児童福祉司 2 人につき 1 人)
- ・医師や保健師については、嘱託医を配置するとともに、保健師資格を有する児童福祉司を配置し対応しています。
- ・弁護士は、相談業務契約により、定期的（事案によっては随時）に相談できる体制となっています。
- ・人材育成については、法定研修（所長研修、児童福祉司任用後研修、S V 研修等）の実施や、専門機関研修等の受講促進等により、専門性の向上を図っています。
- ・令和元年度は保護者支援プログラムに関する研修を県主催で実施します。

《組織体制》

- ・保護課（一時保護所担当。福祉指導員 2 名）、相談判定課（児童福祉司、児童心理司）の 2 課体制であり、児童福祉司は地区担当制を採っています。

《施設》

- ・県内の児童相談所は、富山、高岡の 2 か所です。
- ・両施設ともに、築後相当の年数が経過しています。
（富山）S56 移転改築（築 38 年）

(高岡) S54 移転改築 (築 40 年)

- ・近年の職員の増員により、事務室・会議室が狭隘化しているほか、相談室、在宅支援訪問用の公用車の不足が目立ってきています。

《その他》

- ・情報管理システムの導入（令和 2 年度から運用開始）により、相談業務の効率化を図っています。

イ 課題

《人員》

- ・児童福祉司及び児童心理司の増員と専門性の向上を図る必要があります。

（令和元年度児童福祉法改正等により、児童福祉司等の配置標準が改正され、児童福祉司は人口 3 万人に一人の配置、及び市町村支援担当児童福祉司、里親養育支援担当児童福祉司の配置が求められています（令和 4 年度まで）。また、児童心理司もそれに合わせて増員することが求められています（令和 6 年度まで）。）

《組織体制》

- ・令和元年改正児童虐待防止法により、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に保護者への指導を行わせること等の措置を講ずる必要があります。

《施設》

- ・増加する相談対応に支障を生じないように、施設等を拡充する必要があります。

《その他》

- ・市町村と児童相談所が情報共有を密にして子ども家庭への支援にあたるため、お互いの情報共有のあり方について検討する必要があります。
- ・市町村と児童相談との協働・役割分担のあり方等について検討する必要があります。

ウ 今後の取組み

《人員》

- ・児童福祉法改正等を踏まえ、人員体制を更に強化します。
- ・市町村支援担当、里親養育支援担当児童福祉司の配置を検討します。（再掲）
- ・保健師の専任配置を検討します。
- ・職員の専門性の向上のため、専門機関での研修受講や県主催研修の充実を図ります。なお、国では専門的人材の研修プログラムの充実や児童福祉

司の資格化も含めた検討を始めているため、その検討状況を注視し、適切に対応します。

- ・人事異動は、研修効果の持続性や将来のスーパーバイザー（5年経験者）候補の育成の観点から、児童相談所で業務経験を積めるよう配慮します。

《組織体制》

- ・介入機能と支援機能の分離については、両機能が不可分の面があることや県の実情（経験の浅い職員が多い）を踏まえ、当面、現状の地区担当制を基本として職員の業務全体への習熟に配慮し、個々のケースにおいて必要がある場合には、ケアの段階で担当職員を変える対応とします。なお、ケース対応においては、子どもの安全確保を最優先とすることを徹底します。

《施設》

- ・施設の現状や整理すべき課題の状況などをふまえ、その拡充等について討じます。検討にあたっては、人員体制・相談対応の強化や、市町村支援機能、里親養育支援機能の充実、DV対策との連携推進等、児童相談所に求められる機能を発揮するにあたり支障を生じないように、執務室、会議室、相談・心理判定室、遊戯室、書庫、医務室等の充実を図ります。

《その他》

- ・児童相談所と市町村の情報共有のあり方について検討します。（再掲）
- ・児童相談所の業務の質の適切な評価の実施について、今後国が策定するガイドラインを踏まえて検討します。

エ 目標指標

表14 児童福祉司及び児童心理司数の目標値

	現状	目標値	
	H31.4.1現在	R4(2022)	R6(2024)
児童福祉司数	28	国の定める配置基準を満たす	
うち児童福祉司スーパーバイザー数	5		
うち市町村支援児童福祉司数	0		
うち里親養育支援児童福祉司数	0		
児童心理司数	14		

② 中核市における児童相談所の設置等の課題

- ・富山市に児童相談所はなく、必要な人材確保や育成等の課題もあり、現時点では設置を考えていません。
- ・国における施設整備や人材確保・育成支援等の措置を勘案しながら、富山市において児童相談所を設置される場合には、県としても支援します。